

(別紙 10)

秋田県におけるクマ類出没防止対策の実施に係る評価報告 (R7 当初)
(出没防止対策事業)

1 事業実施地域周辺の現状の出没・被害状況、出没防止対策の実施状況及び課題等

(1) 人里周辺におけるクマ対策

鹿角市花輪地域では市街地と山が近接しており、市街地へのクマの出没や人の生活圏での人身事故が多く発生している状況。出没対策として、令和5年度から6年度にかけて環境省の直轄事業で冬眠穴調査やそれを踏まえた対策検討を実施した。当初、周辺における冬眠を抑制する方向で考えていたが、冬眠穴の発見が非常に困難なこと、攪乱により冬眠穴の利用を阻害してもクマは別の穴に移動するだけと推測されることなど、対策の効率が悪いことから、冬眠穴に拘らず、人の生活圏周辺における捕獲活動や市街地への侵入ルート対策など、様々な手法を組み合わせることで出没抑止を図っていくこととした。各手法の研究や具体的な進め方は模索段階であり、対策の実行に向けて、有識者等の意見を参考にしながら引き続き検討・試行が必要である。

(2) 放任果樹伐採・緩衝帯整備

県内全域における令和5年度の大量出没、人身被害の多発を受けて、令和6年度から本交付金を活用して、集落及び集落周辺部における放任果樹の伐採や緩衝帯整備を行い、誘因あるいは出没ルートの遮断を実施した。しかしながら対象とする範囲が広く、かつ、対象木や面積が広大となったことから令和6年度には実施できない地区があったことから、引き続き、クマの出没が多い地域において誘因の除去等を進めていく必要がある。

2 出没防止対策の具体的な内容

実施時期	(1) 令和7年4月～令和8年3月 (2) 令和7年4月～11月
場所	(1) 鹿角市花輪地区 (2) 鹿角市、五城目町、美郷町、大館市、北秋田市、秋田市、八郎潟町
目的・目標	(1) 市街地への出没を抑制する手法について、検討・実証を踏まえて効果的な手法の確立を図る。 (2) 誘因となる放任果樹の伐採、緩衝帯整備による出没ルートの遮断による出没抑制を図る
内容	(1) 市街地出没抑制手法の検討及び実証・試行、とりまとめ (2) 放任果樹の伐採、藪の刈払(緩衝帯整備)
方法	(1) 野生動物管理に関する民間事業者への委託 (2) 造園事業者への委託
評価方法	(1) 各手法に関する情報を資料にまとめることができたか、クマの出没を抑制できたかによって評価を行う (2) クマの出没状況により評価を行う
事業費とその算出方法	(1) 事業費：4,055千円(委託料及び消耗品費) (2) 事業費：30,777千円(委託料)

	算出方法：積算による
備考	

注1：事業前の計画では各項目について想定又は期待される内容を、事業終了後の評価報告では各項目に関する実績や結果を具体的に記入すること。出没防止対策が複数ある場合は、対策の種類毎に各項目を記載すること。

注2：実施主体が市町村の場合、各市町村の実施する具体的な内容を記述すること。

3 実施した出没防止対策の評価（事業終了後の評価報告時のみ）

（1）人里周辺におけるクマ対策

侵入ルートの遮断法の検証・試行として、RatMat（Killgerm Chemifals Ltd 社製、電気マット）及びチェーン式電気柵を用いて、ツキノワグマの主な侵入ルートとなっている高速道路の立体交差部において試行した。

一部で電気刺激を嫌悪して回避する個体も確認され、一定程度の忌避効果が確認できたが、電圧を高くするとショートが発生することや、異物によるショート、地表面へ設置するため降雨や浸水時の漏電リスク、落ち葉による漏電リスクなどの課題を確認することができた。

今後、設置方法等の改良などを重ねながら、課題解決を図っていく。

（2）放任果樹伐採・緩衝帯整備

令和7年度については、堅果類をはじめとしたクマの餌資源が少なく、全県的に出没が多く、事業実施箇所においてもクマの出没は増加した。

〔事業実施地区平均出没数：R6 0.48 頭/地区 → R7 1.28 頭/地区〕

そうした中においても、前年度に比較して出没が減少した地区もあり、誘引木の伐採や緩衝帯整備がクマの出没を抑制する効果も確認できた。

なお、令和8年度からは、市町村への間接交付事業として実施し、より地域の実情に応じた実施方法に見直すこととしている

注1：当初予定されていたとおり事業が適切に実施されたか記載すること。

注2：事業実施地域ごとに、事業実施前後の被害指標（出没件数、被害件数、被害感等）を比較し、事業実施の効果が事業実施地域に現れているか評価すること（定量的な指標が難しければ、客観性を確保した定性的な指標を使用する。）。なお、事業効果の比較は同じ季節に行うことが望ましく、当該年度内での事業実施後の効果の確認が難しい場合は、次年度の実施とする旨記載すること。

注3：注1による効果検証を踏まえ、事業の設計（事業の質や内容）の妥当性や、事業の実施方法の適切性を評価し、課題と改善の方向性を記載すること。

4 その他

注1：出没防止対策の実施に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注2：事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。